

◆日本共産党の見解を紹介します。

http://toride.jcpweb.net

メール jcp.toride@blue.ocn.ne.jp

◆ご意見、ご要望をお寄せください。

明るい取手

2013年6月2日(日)

発行:日本共産党取手市委員会

取手市井野3-19-6 TEL.72-7816

生活のお困りごとなどお気軽にご相談を

- 高木晶市委員長/TEL:74-2004
- 加増みつ子市議/TEL:74-8154
- 遠山ちえ子市議/TEL:83-8290
- 鈴木きよし市議/TEL:74-8160
- 関戸 勇市議/TEL:78-0500

そもそも憲法って…



憲法とは、主権者ではあるけれど権力を持たない一人ひとりの国民が、立法権を持つ国会議員、行政権を持つ内閣や国家公務員、司法権を持つ裁判官や、天皇など、国家権力に縛りをかける最高法規です。

安倍首相のねらいは、96条を突破口に、9条改憲につきすすむことにある。

立法権をもつ、その時々
の国会の多数派が内閣を形成
するも、改憲の発議に衆
参両院の「3分の2以上の賛
成が必要」としている
96条を、「過半数」に改憲す
ることは、権力を持っている
人たちの暴走を許すことにほ
かなりません。

しかも、怪しげなことに、
96条改正を主張する安倍首相
や自民党などは、96条を改正
して「改憲」のハードルを低
くしたあとに、9条「改正」
することを企んでいながら、

このことはほとんど語って
いません。また、96条改正を主
張する人たちは、日本国憲法
の改正手続きが世界でも異常
なほど厳しいかのようにいま
ますが、国会の3分の2以上
の賛成が必要としている発議
要件は先進国では普通です。
米国の場合、さらに全州の4
分の3以上の賛成が必要で、
日本以上に困難です。憲法は
改正手続きが厳格であってこ
その憲法です。この手続きを
緩和して、国会多数の力
で憲法を法律のように簡単に

変更できるようにすることは
まさに「憲法破壊」です。

慶応大学の小林節教授は、
「日本国憲法を変えると言っ
てきたのは、数年の例外を除
き結党以来権力を握ってきた
自由民主党です。主権者であ
る国民は、一度も憲法を変え
ようなどと言っていない。『何
に使うかわからないけれど、
私に銃を持たせて』というよ
うなものです。何をしでかす
かわからないのに危ない銃を
わたすわけにはいきません」
と語っています。

96条改憲 NO!

「産経」世論調査
7.3ポイント増え、**反対52%**

96条に反対する世論がひろがっ
ています。「産経」が実施した世論調
査(5月25、26日)では、改憲の発
議要件を衆参それぞれの「3分の2
以上の賛成」から「過半数の賛成」
にすることについて、「反対」との
回答が前回調査から7.3ポイント増
え、52%となりました。一方、「賛成」
は9.8%減って32.3%となり、「反対」
が「賛成」を大きく引き離しました。

いっしょに選挙に行ける



5月27日、国会前

公選法改正案成立を見届
けるため国会を訪れ、日本共
産党・井上さとし参院議員
(右)と握手する名児耶匠さ
んと父・清吉さん(その右)、
母・佳子さん(同左)

「選挙権を与えられるのは当たり前のことだ」

法改正のきっかけをつくった

名児耶(なごや) 清吉さん(81)

＝茨城県牛久市在住＝

長女の匠(たくみ)さん(50)は、成年後見人をつける
と選挙権を失うという公選法の規定は憲法違反だとして、
選挙権の回復を国に求めて2011年2月、東京地裁に提訴
し全面勝訴。匠さんは「お父さん、お母さんとまた選挙に
行きたいです」と話しました。これを受け、衆院全会派の
共同で出された改正公職選挙法が5月27日、参院本会議で
全会一致の賛成で成立しました。清吉さんは「公選法改正
の動きが急に加速したのは、井上さとし議員はじめ国会議
員が尽力したから。感謝している」と強調しました。

成年被後見人の選挙権が回復され、すべての被後見人は
7月の参院選で投票できるようになります。

取手駅西口開発の住民訴訟 水戸地裁で第一回口頭弁論 被告取手市長は棄却求める

「ウェルネスタウン取手の創造」
の一環、取手駅ビル北側(C街区)
の公有地を売却し民間医療ビル建
設を行う事業について、「官製談合
の疑惑濃厚」とマスコミ各紙が報
道していました。

取手市が、公有地を約1億2000
万円で売却(うち市有地約450㎡、
約4200万円)したことは、実勢
価格に比べて著しく安く市に損害
を与えたとして、市民7人が、藤
井信吾市長等に総額5900万円(造
成工事費相当分含む)を市に返済
することを求め提訴。第1回口頭
弁論が5月24日水戸地裁で開か
れ、市長側は、土地の鑑定評価と
売却価格の正当性を主張。「随意契

約は、取手市契約規則に違反する」
との原告の主張に対しても違法性
はないとするなど住民側の請求を
棄却するよう求める答弁書を提出
しました。

原告団代表は、「市政運営は、法
令を遵守し公正・公平に行われな
ければならない」、取手市の「さま
ざまな疑惑とルール違反を正し公
正なものにしたい」等と陳述しま
した。

当日の裁判傍聴は約30人、次回
は、7月12日水戸地裁で行われ、
原告側の反論が行われる予定。「取
手駅西口開発の住民訴訟をすすめ
る会」は、裁判への傍聴・会への
入会を呼びかけています。

次回公判は
7月12日

しんぶん「赤旗」でしか
わからないことがある
真実と希望を伝える新聞

しんぶん 赤旗

日刊 月3,400円

日曜版 月800円

「下高井地区」開発の現況

ここでも税金のムダづかい…

下高井地区特定土地区画整理事業（たかいの里）は、独立行政法人・都市再生機構（当時・都市基盤整備公団）が「常総ニュータウン整備」の一環として住宅開発を進めているものです。事業を円滑に進めるためとして新取手と稲戸井間に新駅（ゆめみ野駅）が設置され

ました。バブル崩壊後、事業期間を延長、計画人口、計画戸数を縮減する等、方針の転換を図っています。しかしながら、総事業費は 225 億円、バブル期の発想に変わりはありません。日本共産党は、南北にアクセスのない 30m

幅の取り付け道路など、ムダや急ぐ必要のない大型公共事業の中止・見直しを求め、生活基盤整備優先の税金の使い方を市議会などで提案してきました。

開発の現況をお知らせします。

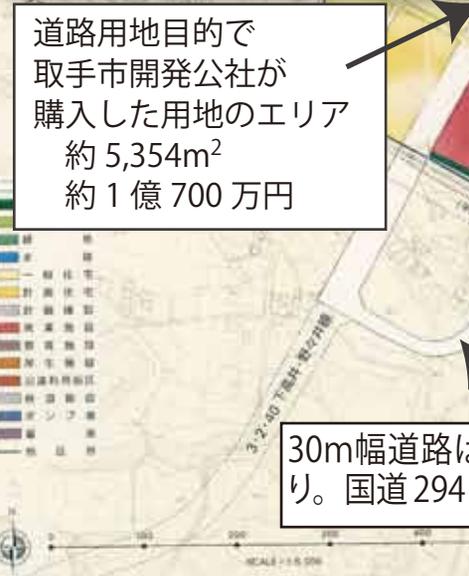


これが 30m幅道路

市内最大幅の 30m幅の取り付け道路などに、市の負担額約 12 億 5000 万円。



道路用地目的で取手市開発公社が購入した用地のエリア約 5,354m² 約 1 億 700 万円



30m幅道路は行き止まり。国道 294 号へ迂回。



伊藤ハムの工場建設中

種別	面積(㎡)	割合%
住宅地	14.3	13.9
商業地	0.4	0.3
工業地	0.0	0.0
公共用地	0.1	0.1
その他	20.2	19.6
合計	35.0	33.9
公園用地	5.4	5.0
緑地	29.1	25.3
合計	34.5	31.3
公園用地	3.0	2.8
緑地	0.5	0.5
その他	0.2	0.4
合計	3.7	4.6
公園用地	1.0	0.9
緑地	0.8	0.8
その他	1.9	1.9
合計	3.7	10.4
公園用地	13.1	10.4
緑地	79.7	100.0

計画年度	計画戸数	計画人口
平成 8 年	1,370	6,100
平成 10 年	1,370	6,100
平成 12 年	1,370	6,100
平成 14 年	1,370	6,100
平成 16 年	1,370	6,100
平成 18 年	1,370	6,100
平成 20 年	1,370	6,100
平成 22 年	1,370	6,100
平成 24 年	1,370	6,100
平成 26 年	1,370	6,100
平成 28 年	1,370	6,100

「下高井地区」の開発は、住宅地や業務施設などを建設し、人口約 6100 人の新たな街を造るという区画整理事業で、地区面積は約 79.7ha。施行期間は平成 8 年 3 月 27 日～平成 28 年 3 月 31 日。

各写真は 2013 年 5 月 29 日に撮影したものです。



開発区域には公園は当然ながら必要です。UR（旧公団）の開発区域内の公園事業に、市がその費用を負担する義務はないのに、市は約3億円を負担しています。

移動販売車が 5 月 17 日からスタートしました。

買い物支援策として、5 月 17 日から移動販売車が市内 16 地点をまわっています。初めてなので見物に来た人、買い物客が次々と訪れていました。

この事業は国の補助金で、3 年間実施。この結果を検証し、今回受託した業者（カスミ）がさらに継続するかどうかを決めるというものです。国の補助は今年度分で 750 万円で、販売車のリース代と 2 人の雇用費用が対象です。



5 月 27 日 / 中央タウン・向原公園駐車場

6 月定例取手市議会が 6 月 7 日から はじまります。

